

許可区分：薬局製剤製造販売業，薬局製剤製造業

○事後に届出が必要なもの

項目	提出書類
1 薬局の名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届書
2 許可を受けた者の氏名の変更	法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・変更届書 ・登記事項証明書
	個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・変更届書 ・戸籍謄本，戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
3 許可を受けた者の住所の変更	法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・変更届書 ・登記事項証明書
	個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・変更届書
4 許可を受けた者が法人であるとき，責任役員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届書※1 ・登記事項証明書 ・医師の診断書※2 <p>※1 変更後の役員が「医薬品医療機器等法第5条3号イからトまでのいずれかに掲げる者又は成年被後見人に該当するかしないか」を備考欄に記載すること。</p> <p>※2 変更後の責任役員が，精神の機能障害により業務を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ必要。</p>
5 薬局の構造設備の主要部分の変更（薬局製剤製造業者のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届書 ・変更後の薬局の平面図
6 総括製造販売責任者又は製造管理者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届書 ・使用関係を証する書類 ・薬剤師免許証の原本
7 総括製造販売責任者又は製造管理者の氏名，住所の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届書